

令和6年度

浜中町学校給食センター調理業務委託事業

実 施 要 領

浜 中 町

浜中町学校給食センター調理業務委託事業実施要領

1 実施の目的

この要領は、学校給食が教育の一環であることを理解し、今後も安全・安心な学校給食を提供しながら、学校給食業務の運営の合理化を図るため、浜中町学校給食センター調理業務を民間事業者へ委託することとし、その選定にあたっては、民間事業者より「浜中町学校給食センター調理業務委託仕様書」に基づく企画の提案を受け、町の選定基準により審査した上で、受託候補者を選定することを目的とする。

2 事業方式

本事業は、学校給食調理及び衛生管理等に関わる事業実施の確実性など、多岐にわたる事業者の能力や経験などを総合的に評価し、本事業に係る契約の相手方を適正に選定するため、事業者の選定に当たっては「公募型プロポーザル方式」を採用する。

3 委託業務名 浜中町学校給食センター調理業務委託

4 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 委託業務の概要

- (1) 学校給食調理業務
- (2) 食材の検収業務
- (3) 食器、食缶、調理機器、コンテナ等の洗浄・消毒・保管業務
- (4) 安全衛生管理業務
- (5) その他詳細については別紙「浜中町学校給食センター調理業務委託仕様書」による。

6 委託料の提案上限額

¥ 47,049,000 円（消費税及び地方消費税を含まない）

ただし、この金額は契約予定金額を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、提案見積金額はこの上限額を超えてはならないものとする。

7 本事業に関する町の担当部署

住所 〒088-1485 浜中町浜中桜東3番地

担当 浜中町学校給食センター総務係 電話 0153-64-2917・FAX 0153-64-3200

8 参加資格要件

(1) 資格要件

本企画提案に参加できる者は、次の要件を満たさなければならない。

- ① 学校給食法第1条に規定する目的に沿って、学校給食が教育の一環であることを理解し、児童生徒のために安全な学校給食の調理等を円滑に実施できる者

- ② 浜中町の建設工事等の契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成6年12月1日制定）による指名停止期間中でないこと。
- ③ 道内に本社、支社または営業所などの営業拠点を有する者、または契約後速やかに町内に営業所等を設置することができる者
- ④ I SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の取得及びプライバシーマーク（Pマーク）の付与認定を受けている者であること。

（2）参加資格の制限

次に掲げる事業者は参加資格を満たさないものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者は除く。）
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者は除く。）
- ④ 過去3年以内に食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業停止の処分を受けた者。
- ⑤ 浜中町から指名停止を受けている者
- ⑥ 国税、道税及び市町町税を滞納している者
- ⑦ 浜中町暴力団排除条例（平成24年条例第23号）第2条の規定に該当する者

（3）参加資格等の基準日

参加資格等の基準日は、プロポーザルの参加表明書の提出日とする。ただし、提出後に参加者が備えるべき要件を欠く事態が生じた場合は、参加資格を喪失したものとする。

（4）企画提案に関する留意事項

- ① 参加事業者は、プロポーザル参加表明書の提出をもって実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- ② 企画提案に関して必要な経費は、参加事業者の負担とする。
- ③ 参加事業者から提出される書類の著作権は原則として書類作成者に帰属するが、当町が必要のある時は、書類の内容を無償で使用できるものとする。
- ④ 提出された書類は返却しない。また、当町が必要とする場合は、追加書類の提出を求め、記載内容の聞き取りを行うことがある。

9 実施要領等の公表及び入手方法

事業実施及び手続に必要な様式等については、令和5年12月21日（水）に本町のホームページにおいて公表するものとし、ダウンロードを可能とする。

- ① 浜中町プロポーザル方式の実施に関するガイドライン 1部
- ② 浜中町学校給食センター調理業務委託事業 実施要領書 1部
- ③ 浜中町学校給食センター調理業務委託 仕様書 1部
- ④ 様式集 1部

1 0 実施要領等に係る質問の受付・回答

実施要領等に記載の内容に係る質問の受付及び回答については、以下のとおり行う。

(1) 質疑受付期間

令和5年12月21日（木）から令和5年12月28日（木）までの午前9時から午後5時まで。

(2) 提出方法

質問がある場合には、[質問書【様式1】]に所定の事項を記入し、浜中町学校給食センターへの持参又は FAX、Eメールによることとする。なお、上記に示す受付期間外に提出された質問については受け付けない。

(3) 回答の公表

- ① 令和6年1月4日（木）から令和6年1月5日（金）までの間で、本町のホームページへの掲載により随時回答するものとし、個別の回答は行わない。
- ② 質問への回答は、特殊な技術、ノウハウ等に関し質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると町が判断した項目を除くこととし、質問者の名称等は公表しないものとする。なお、町が必要と判断した場合には、質問者に対して直接ヒアリングを行うことがある。

1 1 プロポーザル参加申込み手続き

プロポーザルの参加を希望する事業者は、【様式2】「プロポーザルの参加表明書」に、別紙1「プロポーザル参加に関する提出書類一覧表」に掲げる No. 1～5の書類を添えて、令和6年1月12日（金）までに浜中町学校給食センターへ提出すること。

1 2 提案書の提出

(1) 提案書の提出方法

応募資格があると認められた応募者（以下「公募参加者」という。）は、浜中町学校給食センター調理業務委託提案書（以下「提案書」という。）を次に定めるところにより提出するものとする。

- ① 提出期限 令和6年2月15日（木）
※土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
- ② 提出先 浜中町学校給食センター
- ③ 提出方法 持参すること。
- ④ 公募参加者の提案は1案のみとする。

(2) 提出書類

別紙1「プロポーザル参加に関する提出書類一覧表」に掲げる No. (4)【様式3】～(14)【様式13】の書類

※提出書類等の様式は、浜中町ホームページに掲載しています。

(3) 提出部数 正本1部、副本（正本のコピー可）5部、合計6部

1 3 選考審査

企画提案者を審査するにあたり、参加事業者によるプレゼンテーションを受け、ヒアリングを

行うものとする。

(1) 内容

- ① 企画提案内容に関するプレゼンテーション
- ② 企画提案内容の補足説明
- ③ 企画提案書、プレゼンテーション及び補足説明に対する質疑応答

(2) 日程、審査方法

- ① 日時場所 令和6年2月16日(金)(予定)
※開催日時、場所等の詳細については、別途通知する。
- ② 所要時間 30分以内(質疑応答10分程度含む) ※PCの接続等準備時間を除く
- ③ 準備物 必要な機材(PC等)は提案者が用意すること。
※プロジェクター及びスクリーンは当町で用意する。
- ④ 審査方法 提案者ごとに提案書に関する説明等を行い、その後審査員による質疑を行う。
- ⑤ 説明者 出席者は4名以内とする。
- ⑥ 説明方法 提出した提案書で説明を行うことを基本とする。ただし、提案書を補完する資料として、提案者による他の給食センター等における取り組み状況などの紹介なども可とする。
- ⑦ その他 提案者が1者となった場合でもプレゼンテーション審査は行う。
審査結果に関する質問には回答しない。

(3) 選考について

① 浜中町学校給食センター調理業務委託業者選考審査委員会

選考に当たっては、別添「浜中町学校給食センター調理業務に係る優先交渉権者選考審査基準」に基づき、浜中町学校給食センター調理業務委託業者選考審査委員会が提案者の審査及びヒアリングを行い、提案内容を公平公正に評価し、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者として選考する。また、次点交渉権者も併せて選考する。

② 優先交渉権者

選考審査委員会において選定された優先交渉権者は、浜中町と業務委託の仕様並びに価格を協議し、町の決定を受けることにより本業務受託事業者となる。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合、町は次点交渉権者と協議を行うものとする。

(4) 選考審査基準項目

優先交渉権者の選考審査にあたっては、以下の項目を審査基準とし、別添「浜中町学校給食センター調理業務に係る優先交渉権者選考審査基準」に基づき審査を行う。

① 学校給食に関する基本的な考え方

- ・教育の一環としての学校給食をよく理解し、食の面から教育に携わることの重要性を認識し、その目的達成のために努力していること。
- ・学校給食調理業務を受託する上で、会社の運営方針や取組姿勢などが優れていること。

② 安全衛生管理に関する考え方

- ・「学校給食衛生管理基準(文部科学省)」及び「大量調理施設衛生マニュアル(厚生労働省)」等に基づき、学校給食等集団給食実績を活かした改善・工夫を行い、給食調理業務を行っていること。

- ・安全衛生管理に対する知識・認識を有し、実施できる体制が確立されていること。
- ・従業員の健康管理（健康診断・検便等）が確実に実施されていること。

③ 労働安全管理及び調理業務従事者の採用及び配置に対する考え方

- ・調理業務従事者の採用及び配置について、浜中町に居住する人材を優先的に採用するよう配慮するとともに、委託業務開始以前から調理業務に従事している職員の継続的な雇用と賃金水準の確保に配慮していること。
- ・従業員の安全な業務環境に配慮していること。
- ・従業員の休暇取得及び急病やその他急な欠員等に対応できる交代要員の確保やシステムが確立されていること。
- ・従業員に対し、有給休暇の付与及び休暇取得に対する配慮がされていること。
- ・受注者側の指揮命令系統が確立され、発注者からの指示事項が的確に伝達される体制づくりがなされていること。

④ 調理業務従事者の教育に関する考え方

- ・調理業務の安全衛生や調理技術向上に関する教育・研修体制が確立されていること。
- ・業務開始までの従業員の確保と研修・演習等に取り組む計画が確立されていること。

⑤ 危機管理に対する考え方

- ・異物混入、食中毒等問題発生時の対応策及び危機管理体制が確立されていること。
- ・自然災害発生時の対応策及び本町への協力体制が確立されていること。

⑥ 地域貢献に関する考え方

- ・浜中町に居住する者の雇用に努めるなど、事業者として地域に貢献する姿勢が認められること。

⑦ 事業の安定運営

- ・会社の経歴及び経営状況が良好であること。
- ・学校給食等集団給食調理業務の実績があり、かつ良好に業務運営されていること。

⑧ その他独自の取り組み等

- ・学校給食を提供するにあたり、食育、衛生管理及び地産地消に取り組む上で効果があると思われる独自の取り組み等を行っていること。

⑨ 提案見積額

- ・提案内容に対して、適正な見積額を提示していること。

(5) 審査結果の通知及び公表

町は、優先交渉権者決定後、速やかに公募参加者に対して審査結果を通知するとともに、町のホームページへの掲載により公表する。

1.4 契約について

(1) 契約については、企画提案の内容がそのまま契約内容となるものではなく、浜中町と優先交渉権者との協議により決定する。

(2) 契約金額については、(1)の協議により決定した業務委託仕様書に基づき、優先交渉権者と見積り合わせを実施のうえ決定する。

実施要領等に示した契約条件については、原則として変更することができない。ただし、より

良い事業遂行、その他本事業の向上に効果があると町が認めた場合は、この限りでない。

(3) 違約金の請求

町は、優先交渉権者となった公募参加者がその責めに帰すべき事由により事業契約を締結しない場合は、見積もった提案総額の 10%に相当する額を違約金として請求することができるものとする。なお、事業契約締結に係る印紙代等の費用は、公募参加者の負担とする。

(4) 契約締結に至らなかった場合

優先交渉権者となった公募参加者が契約を締結しない場合、町は優先交渉権者決定基準に基づく次点交渉権者と契約交渉を行うことができる。